

特別職及び一般職の職員の退任等に伴う
感謝状の贈呈に関する内規

第1条 特別職及び一般職の職員の退任等に伴う感謝状の贈呈に関しては、豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例（昭和26年豊中市条例第4号）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 次の各号に該当する者が退任又は退職（死亡を含む。）した場合は、感謝状を贈呈する。ただし、その職にふさわしくない非行等により感謝状を贈呈することが適当でないと市長が認めたものについては、この限りではない。

- (1) 地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定に基づき執行機関として設置された委員会の委員（市議会選出の委員を除く。）
- (2) 地方自治法第138条の4等の規定に基づき設置された審議会等の委員（市議会選出の委員を除く。）として5年以上引き続き在任した者
- (3) 副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、常勤監査委員及び教育長（以下「副市長等」という。）
- (4) 長期勤続職員（定年退職者、定年前早期退職者その他これらに準ずる者で、引き続き副市長等に就任した者を除く。）

附則

- 1 この内規は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 特別職及び一般職の職員の退任等に伴う感謝状及び記念品等贈呈に関する内規（平成3年9月1日実施）は、廃止する。

附則

この内規は、平成23年4月1日から実施する。